

臨時国会でTPP協定に批准しないことを求める意見書

TPPは、政府が「21世紀型の新たなルールの構築」というように、交渉分野は知的財産権、投資、金融、政府調達、競争政策など21分野に及び、TPP協定は全30章の膨大なもので国民生活の様々な分野に影響をもたらすものであります。

TPP大筋合意の中で、農産物については「原則関税撤廃」という当初の懸念からすれば、米、麦、牛肉など国家貿易を維持しそれなりに例外を確保したと報告されていますが、年次を区切り多くの品目の関税撤廃を約束されたものであり、国会決議に反して日本農業にとって極めて厳しい合意内容になっています。

農林水産省の試算によれば、関税を撤廃し何も対策を施さない場合、農林水産業の生産額は4.5兆円減少し、食料自給率は13%に減少するとされています。

「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率を平成32年に50%にするという目標を設定されていますが、TPP大筋合意内容での目標達成は困難であると思われます。

また、TPP12か国で国内手続きが完了している国はひとつも存在しておらず、特にTPP協定の発効にはアメリカの批准が必須ですが、アメリカの大統領候補がTPP反対の表明をするなど、ますます混迷を深めており、TPP協定の発効自体危ぶまれています。

このような状況下でのTPP協定の批准は早すぎるのではないかと、もっと慎重に協議すべきではないかと考えます。

以上の趣旨に基づき、下記の事項について求めます。

記

- 1 臨時国会でTPP協定の批准は行わないこと。
- 2 TPP交渉の全容を開示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

伊万里市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
外務大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
内閣府特命担当大臣	様